

「新型コロナウイルス感染症」で経営に大きな影響が出ている事業者の皆様へ！

〈『福岡県の持続化緊急支援金』並びに『国の持続化給付金』をご活用ください〉

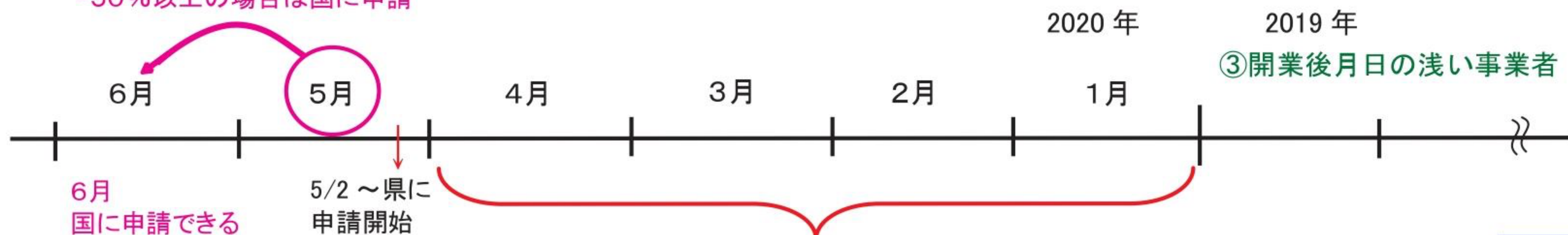
【申し込みページ：<https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/s/RegisterEmail>】

福岡県は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大により、経営的に大きな影響を受けている事業者の皆様に対し、事業の継続を下支えし、再起の糧として頂くため、事業全般に広くお使い頂ける支援金を給付致します。

支援金には、①『福岡県の持続化緊急支援金』と、②『国の持続化給付金』の二つがあります。対象となる事業者の皆様には、どちらの制度もご利用になれる可能性※があります。是非、内容を吟味の上、ご活用ください。

(※制度上、福岡県に申請した後でも、申請要件に合致すれば国にも申請は可能です。ただし、国へ申請した場合は、県には申請できません。)

②5月以降の営業収入が対前年比で
-50%以上の場合は国に申請



『福岡県の持続化緊急支援金』

【対象者】

中堅・中小法人、個人事業者。
医療法人、農業法人、NPO法人など会社以外の法人

【給付額】

法人は50万円、個人事業者は25万円。

【申請期間】

5月2日～「緊急事態宣言」解除宣言がなされた日の
属する月の翌月末（最長2021年1月15日まで）。

【法人向けガイダンス】

[https://kinkyushienkinpreffukuoka.force.com/resource/
Kinkyushienkin_Guidline_Hohjin?](https://kinkyushienkinpreffukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin_Guidline_Hohjin?)

【個人向けガイダンス】

[https://kinkyushienkinpreffukuoka.force.com/resource/
Kinkyushienkin_Guidline_Kojin?](https://kinkyushienkinpreffukuoka.force.com/resource/Kinkyushienkin_Guidline_Kojin?)

①本年1月～4月までの営業期間中、対前年と比較してひと月でも-30%～-49%の月があれば、福岡県に『持続化緊急支援金』が申請できます。

※ただし、ひと月でも-50%を超える月があれば福岡県には申請できません。その場合は、『国の持続化給付金』を申請して頂く事になります。

【売上減少分の計算方法】

対象期間中、ひと月の売上が前年同月比-30%以上、-50%未満となる任意の月（以下「対象月」）の属する事業年度の直前の事業年度。または、2019年の総売上－（対象月の売上）×12ヶ月

③開業して月日が浅い事業者

- 『福岡県持続化緊急支援金』の申請ができる方は、個人・法人ともに、2019年12月31日までに開業している方が対象となります（※県内に事業所を有する方）。
- 申請には通帳の写しや開業を証明する書類等が必要です。詳しくは左記のガイダンスを参照。
- 2019年の開業した月から、2019年末までの総売上を開業月数で割ります①。
- 上記①の数字を12倍したものを基準②とします。
- 今年1～4月の売上げの中で最も落ち込んでいる月を選び、それを12倍します③。

②と③を比較します。②と比べ、③の売上の減少幅が-30%～-49%であれば県の制度が利用できます。
※ただし、今年1～4月の売上げの中で-50%以上の落ち込みがある月が一度でもあれば、『福岡県持続化緊急支援金』は申請できず、『国の持続化給付金』を申請することになります。

福岡県議会議員
原中まよこ

〒810-0044
福岡市中央区六本松3-1-33-102
TEL 092-406-9390 F 092-406-9391
mail) info@haranaka.jp